

○総務省告示第二百九十号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）附則第三条第三項第一号及び第四条第三項第一号の規定に基づき、当該各号に定める総務大臣が告示する日は、令和七年九月一日とする。

令和七年八月二十五日

総務大臣 村上誠一郎